

令和2年12月18日発行

I 【重要】～介護サービス事業所・施設等の皆さまへのご案内～

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の申請は
12月25日（金）までにお願ひします。

なお、申請期限に間に合わない場合には、長野県（医療・福祉）慰労金・支援金運営センター（介護分）へメール又はお電話にて個別にご相談くださいますようお願いいたします。

長野県では、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱等に基づき、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給や介護サービス事業所・施設等における感染症対策及びサービス再開への支援事業を実施しています。

具体的な事業に係る手続き等については、下記問合せ先へのお問合せ又は長野県ホームページによりご確認ください。

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「高齢者施設」
→「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/corona/20200804.html>

<留意事項>

・介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）慰労金支給事業及び感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業・介護サービス再開に向けた支援事業のいずれにつきましても、申請書類提出期限は令和2年12月25日（金）となっています。

・申請に当たっては、上記URL先に掲載されているQ&A等をよくご確認ください。

【問合せ先】長野県（医療・福祉）慰労金・支援金運営センター（介護分）

電話：026-217-0845（受付時間：平日8:30～17:00）

メールアドレス：nagano_shien@bsec.jp

II 令和2年度長野県福祉人材確保・定着支援セミナーの開催について

社会福祉法人長野県社会福祉協議会では、長野県委託事業として「令和2年度長野県福祉人材確保・定着支援セミナー」を開催します。

このセミナーは、「外国人人材」「週休三日制」を切り口に、これからの福祉・介護事業所の人材確保や定着、他業種に負けない魅力ある職場づくりについて考える場として開催するものです。

- 1 主 催 長野県、社会福祉法人長野県社会福祉協議会、長野県社会福祉法人経営者協議会
- 2 日時・会場 令和3年(2021年)1月18日(月)12時45分～16時30分
松本合同庁舎講堂(松本市大字島立1020)
※オンラインによる参加も可能です。
- 3 内 容 講演1「外国人人材受け入れから考える、選ばれる福祉施設」
講師 [社福]伸こう福祉会 前理事長 足立聖子 氏
講演2「今までのやり方を変える!週休三日制への挑戦」
講師 [社福]岐協福祉会 大洞岐協苑苑長 伊藤 満 氏
パネルディスカッション「2025年、2040年に向けた福祉・介護人材確保」
パネラー 足立聖子 氏、伊藤 満 氏
コーディネーター 長野県高齢者福祉事業協会相談役 佐藤繁信 氏
※詳細については下記ホームページの記載の開催要領をご覧ください。
<http://www.nsyakyo.or.jp/news/2020/11/post-167.php>
- 4 参加対象者 【営利・非営利問わず】介護・福祉施設等の経営者、管理者、
その他職員(人事・職員採用の責任者等)、長野県社会福祉法人経営者協議会会員

5 参加方法

(1)会場参加(定員50名)

以下のURLからお申し込みください。1法人3名まで申し込み可能ですが、参加希望多数となった場合は、1法人あたりの参加者数を調整することがあります。

会場参加窓口 <https://forms.gle/VpBHL7a8HGjcV5bg7>

(2)オンライン参加(人数制限なし)

以下のURLからお申し込みください。「会場参加」と「オンライン参加」を重複して申し込むことができます。

1月14日(木)までにライブ配信(youtube)用のURLをメールでお知らせします。

オンライン参加窓口 <https://forms.gle/ndsSNvNtkjD5Af1c7>

※締め切りは12月25日(金)となります。なお、会場参加希望者が多数の場合は予定より早く募集を締め切りします。

※新型コロナウイルス感染症が拡大し、参加者の感染リスクが高まっている場合、開催方法を変更することがあります。この際のご案内については、登録いただいたメールアドレス、及び長野県社会福祉協議会ホームページ(<http://www.nsyakyo.or.jp>)に記載しますので、ご承知おきください。

6 参加費 無料

【申込み・問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyo.or.jp

Ⅲ 令和2年度介護職員処遇改善加算等取得促進支援業務において専門家の無料助言・指導を希望する事業所を募集しています

公益財団法人介護労働安定センター長野支部では長野県の委託事業を行っています。

事業の内容は介護施設・事業所及び障がい福祉サービス等事業所における介護職員処遇改善加算等の新規取得や、より上位区分の加算取得に向けて、専門家（社会保険労務士など）を事業所に派遣し、制度の概要から加算取得に必要な準備・申請まで、事業所の状況に合わせて個別の助言・指導等を行い、加算取得を支援するものです。

利用を希望される方は下記の申込方法を参照のうえ、事前のお申込みをお願いいたします。

1 対象事業所

介護職員処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算等を未取得又は現在の取得区分より上位区分の取得が可能な介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所（障害福祉サービス事業所においては長野市所在の事業所を除く。）

※介護処遇改善加算「Ⅳ」及び「Ⅴ」については国の制度改正により廃止予定（時期については未定）

2 支援方法

個別相談 ① 専門的な相談員（社会保険労務士等）が事業所を訪問し、助言・指導

② 非対面（電話・メール・FAX・オンライン）による助言・指導

3 費用 無料

4 申込方法 以下のホームページに掲載のリーフレット兼申込書に必要事項を記載のうえ、支援希望日の約1ヶ月前までに、下記のFAX番号までFAXをお願いします。

○掲載先URL（公益財団法人介護労働安定センターホームページ）

<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/2020/008507.html>

【申込み・問合せ先】 公益財団法人 介護労働安定センター長野支部 支部長：北沢 担当：美谷島

電話：026-232-0898 FAX：026-232-0906

Ⅳ 業務管理体制整備の届出について未届の事業者は速やかに届出をお願いします

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要がありますので、未届の事業者につきましては速やかに届出をお願いします。

詳細は下記長野県ホームページにてご確認ください。

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」

→「市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報」→「介護保険事業者指定（許可）申請関係等様式」

→「介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureissha/service/jigyosha/gyomukanri.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。

介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

○令和2年度末の更新申請について

令和2年度更新研修について日程が公表されました。詳細は下記ホームページにてご確認ください。

<http://www.nsyakyo.or.jp/news/2020/10/2-23.php>（長野県社会福祉協議会ホームページ）

それに伴い下記対象者の更新申請受付期間について以下のとおりとしています。

対象者 令和3年3月1日～令和3年3月31日に有効期間満了日を迎える者（新型コロナウイルス感染症に係る
特例措置により有効期間が令和3年3月31日まで延長されている方も対象となります。）

更新申請期間 令和2年12月1日～令和3年2月10日

※令和2年度の更新研修を受講予定の方については、研修修了書の写しを除く必要書類を揃え申請してください。なお申請書の「更新研修等修了年月日」欄は空欄としてください。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新申請期間
2021年2月1日～2021年2月28日	2020年12月11日～2021年1月10日
2021年3月1日～2021年3月31日	2020年12月1日～2021年2月10日 ※申請予定者多数のため、2020年12月から受付を開始しています。可能な限りお早めに申請していただきますよう、ご協力をお願いします。
2021年4月1日～2021年4月30日	2021年2月11日～2021年3月10日
2021年5月1日～2021年5月31日	2021年3月11日～2021年4月10日
2021年6月1日～2021年6月30日	2021年4月11日～2021年5月10日
2021年7月1日～2021年7月30日	2021年5月11日～2021年6月10日
2021年8月1日～2021年8月31日	2021年6月11日～2021年7月10日

※令和2年（2020年）12月及び令和3年（2021年）1月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。（必着）**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様にご覧いただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時ご覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp